



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年7月31日火曜日 第2390号

◇ 目 次 ◇ 告 示

指定医師の所在地の変更.....	678
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	678
指定居宅サービス事業者の指定.....	678
指定居宅介護支援事業者の指定.....	679
指定介護予防サービス事業者の指定.....	679
指定居宅サービス事業の廃止.....	680
指定居宅介護支援事業の廃止.....	680
指定介護予防サービス事業の廃止.....	680
指定介護療養型医療施設の指定の辞退.....	680

指定調査機関の指定.....	681
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	681
保安林予定森林にする旨の通知(2件).....	681
解除予定保安林.....	683
保安林の指定の解除.....	683
土地改良区役員就退任の届出(3件).....	683
道路の供用開始(一般国道378号).....	684

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告(2件).....	684
-----------------------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第980号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成24年7月31日

愛媛県知事 中村時広

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
寄井真理子	市立大洲病院	大洲市西大洲字ヤ斯巴甲570	高木眼科病院	今治市北宝来町2-3-1	平成24年6月25日
城徳昌典	宇和島社会保険病院	宇和島市賀古町2-1-37	西条中央病院	西条市朔日市804番地	平成24年7月5日

○愛媛県告示第981号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成24年7月31日

愛媛県知事 中村時広

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810600431	特定非営利活動法人石錠	西条市神拝甲324番地2	津島功明	就労継続支援B型	就労継続支援B型ラ・スリース	西条市大町1630-3	平成24年6月1日

○愛媛県告示第982号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成24年7月31日

愛媛県知事 中村時広

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地		
合同会社Setsubo	訪問看護ステーションSetsubo	愛媛県八幡浜市松谷1008番地	平成24年6月1日	訪問看護
株式会社さくら	訪問看護ステーションさくら	愛媛県西予市宇和町山田1558番地	平成24年6月1日	訪問看護

株式会社菅工務店	和	愛媛県新居浜市本郷二丁目1番10号	平成24年6月1日	福祉用具貸与
株式会社菅工務店	和	愛媛県新居浜市本郷二丁目1番10号	平成24年6月1日	特定福祉用具販売
有限会社介護サービス菜の花	デイサービスあんず	愛媛県宇和島市保田字大幅口甲1916番地1	平成24年6月9日	通所介護
合同会社諏訪の杜	デイサービス諏訪の杜	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2060番地1	平成24年6月15日	通所介護
株式会社家具のヨコタ	株式会社家具のヨコタ	愛媛県今治市阿方甲265番地	平成24年6月20日	福祉用具貸与
株式会社家具のヨコタ	株式会社家具のヨコタ	愛媛県今治市阿方甲265番地	平成24年6月20日	特定福祉用具販売
株式会社げんきステーション	訪問看護げんきステーション	愛媛県宇和島市三間町迫目47番地	平成24年6月26日	訪問看護

○愛媛県告示第983号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成24年7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
シルバーサービスはたじ合同会社	ケアプランはたじ	愛媛県宇和島市津島町下畑地甲1125番地1	平成24年6月20日	居宅介護支援

○愛媛県告示第984号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成24年7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
合同会社Setsuko	訪問看護ステーションSetsuko	愛媛県八幡浜市松谷1008番地	平成24年6月1日	介護予防訪問看護
株式会社さくら	訪問看護ステーションさくら	愛媛県西予市宇和町山田1558番地	平成24年6月1日	介護予防訪問看護
株式会社菅工務店	和	愛媛県新居浜市本郷二丁目1番10号	平成24年6月1日	介護予防福祉用具貸与
株式会社菅工務店	和	愛媛県新居浜市本郷二丁目1番10号	平成24年6月1日	特定介護予防福祉用具販売
有限会社介護サービス菜の花	デイサービスあんず	愛媛県宇和島市保田字大幅口甲1916番地1	平成24年6月9日	介護予防通所介護
合同会社諏訪の杜	デイサービス諏訪の杜	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2060番地1	平成24年6月15日	介護予防通所介護
株式会社家具のヨコタ	株式会社家具のヨコタ	愛媛県今治市阿方甲265番地	平成24年6月20日	介護予防福祉用具貸与
株式会社家具のヨコタ	株式会社家具のヨコタ	愛媛県今治市阿方甲265番地	平成24年6月20日	特定介護予防福祉用具販売
株式会社げんきステーション	訪問看護げんきステーション	愛媛県宇和島市三間町迫目47番地	平成24年6月26日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第985号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成24年 7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社スターライフ	デイサービス真	愛媛県今治市上徳一丁目7番40号	平成24年 6月30日	通所介護
有限会社たんぼぼ	デイサービスたんぼぼ	愛媛県新居浜市上原二丁目1番21号	平成24年 6月30日	通所介護

○愛媛県告示第986号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成24年 7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社たんぼぼ	有限会社たんぼぼ	愛媛県新居浜市中西町13番43号	平成24年 6月30日	居宅介護支援

○愛媛県告示第987号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成24年 7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社スターライフ	デイサービス真	愛媛県今治市上徳一丁目7番40号	平成24年 6月30日	介護予防通所介護
有限会社たんぼぼ	デイサービスたんぼぼ	愛媛県新居浜市上原二丁目1番21号	平成24年 6月30日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第988号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定を辞退する旨の届出があった。

平成24年 7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護療養型医療施設の開設者の 名称又は氏名	指定介護療養型医療施設		辞退年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人高仁会	高千穂病院	愛媛県西予市宇和町上松葉184番地2	平成24年 3月31日	介護療養型医療施設

○愛媛県告示第989号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の36第1項の規定により、次のとおり指定調査機関を指定した。

平成24年 7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定調査機関の名称	指定調査機関の住所	調査事務を行う事務所の所在地	指 定 年 月 日
特定非営利活動法人JMACCS	愛媛県松山市千舟町六丁目1番地3 チフネビル501	愛媛県松山市千舟町六丁目1番地3 チフネビル501	平成24年 6月1日

○愛媛県告示第990号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに八幡浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成24年 7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス保内店
八幡浜市保内町宮内1-耕地531 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 宇野 正晃
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 宇野 正晃
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年3月21日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,495.11平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
58台
イ 駐輪場の収容台数
20台
ウ 荷さばき施設の面積
27.0平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
9.0立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

2 届出年月日

平成24年 7月20日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに八幡浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第991号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年 7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

1(1) 保安林予定森林の所在場所

東温市上林字大口道東乙907の2

(2) 指定の目的

水源の涵養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大口道東乙907の2（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

東温市河之内字平畑甲3182の1、甲3183、甲3184の2、甲3184の4、甲3185、甲3188の2、甲3189の2、字アンゾ乙1670の143、乙1670の146、乙1670の147

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字平畑甲3182の1・甲3183・甲3184の2・甲3184の4・
字アンゾ乙1670の143・乙1670の147（以上6筆について次
の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の
所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

伊予郡砥部町総津1627、1628

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

総津1627・1628（以上2筆について次の図に示す部分に
限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の
所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

伊予市双海町上灘字戎山丁17の3、字日ノ地山丁20の1、丁
20の4

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字戎山丁17の3・字日ノ地山丁20の1・丁20の4（以上
3筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の
所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所

喜多郡内子町五百木84の1

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の
所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期

齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係
書類を愛媛県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供
する。）

○愛媛県告示第992号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法
（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年 7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

1(1) 保安林予定森林の所在場所

喜多郡内子町大瀬中央4801、4806、4808、4810、4811

(2) 指定の目的

水源の涵養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大瀬中央4801・4806・4811（以上3筆について次の図に
示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の
所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

松山市泊町甲462の1・甲462の23・甲462の209（以上3筆に
ついて次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の
所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

北宇和郡鬼北町大字父野川中1141

(2) 指定の目的

水源の涵養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字父野川中1141（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

北宇和郡鬼北町大字西野々1495、1497、1501、1502

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字西野々1495・1497・1501(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに松山市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第993号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年 7月31日

愛媛県知事 中村 時 広

1 解除予定保安林の所在場所

大洲市長浜町沖浦丙1612の4、丙1720の4

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第994号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成24年 7月31日

愛媛県知事 中村 時 広

1 解除に係る保安林の所在場所

西条市黒瀬字柳ヶ瀬乙346の1・字吉ヶ谷乙396・大保木字土山甲12の1(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

送電変電施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び西条市役所に

備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第995号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新居浜市新須賀土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 7月31日

愛媛県東予地方局長 俊野 健治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 藤 忠 幸	新居浜市新須賀町一丁目4番44号
"	伊 東 弘 二	新居浜市新須賀町二丁目3番29号
"	川 端 武 訓	新居浜市新須賀町二丁目6番44号
"	越 智 和 夫	新居浜市新須賀町一丁目6番49号
"	田 村 浩 志	新居浜市田所町3番24号
"	村 尾 秀 美	新居浜市新須賀町一丁目9番36号
監 事	村 尾 浩 一	新居浜市新須賀町二丁目8番16号
"	岡 田 悦 明	新居浜市新須賀町一丁目7番29号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 東 弘 二	新居浜市新須賀町二丁目3番29号
"	伊 藤 忠 幸	新居浜市新須賀町一丁目4番44号
"	川 端 武 訓	新居浜市新須賀町二丁目6番44号
"	近 藤 宗 治	新居浜市田所町8番39号
"	越 智 和 夫	新居浜市新須賀町一丁目6番49号
"	岡 田 高 代	新居浜市新須賀町一丁目7番16号
監 事	近 藤 洋 一	新居浜市新須賀町一丁目12番5号
"	岡 田 章 子	新居浜市新須賀町一丁目7番17号

○愛媛県告示第996号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新居浜市下泉土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 7月31日

愛媛県東予地方局長 俊野 健治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 橋 正 國	新居浜市坂井町三丁目11番35号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	秦 正 夫	新居浜市坂井町三丁目9番22号

○愛媛県告示第997号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西予市三瓶町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 7月31日

愛媛県南予地方局長 山 本 龍 典

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	伊 藤 博	西予市三瓶町垣生甲370番地
"	片 山 勇	西予市三瓶町朝立 2 番耕地157番地
"	紀伊野 五 男	西予市三瓶町朝立 1 番耕地296番地
"	大 塚 俊 平	西予市三瓶町津布理93番地 1
"	西 本 定 義	西予市三瓶町安土45番地
"	菊 池 治 功	西予市三瓶町和泉甲245番地
"	西 村 和 明	西予市三瓶町嶋山丙181番地
"	井 上 德 年	西予市三瓶町垣生甲182番地
"	洲 家 卯太磨	西予市三瓶町二及 2 番耕地576番地 1
"	仲 川 義 明	西予市三瓶町長早 3 番耕地378番地
"	川 西 岩 和	西予市三瓶町周木 6 番耕地23番地
"	高 月 紀 道	西予市三瓶町有太刀700番地 4
"	三 好 籐 治	西予市三瓶町蔵貫浦17番地
"	二 宮 清 治	西予市三瓶町蔵貫3382番地
"	濱 田 貞 一	西予市三瓶町皆江1755番地18
"	二 宮 八 廣	西予市三瓶町下泊689番地
監 事	濱 田 浩 之	西予市三瓶町安土388番地 2

"	河 野 初 男	西予市三瓶町長早 3 番耕地33番地
"	三 好 恆 敏	西予市三瓶町蔵貫12番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	伊 藤 博	西予市三瓶町垣生甲370番地
"	片 山 勇	西予市三瓶町朝立 2 番耕地157番地
"	紀伊野 五 男	西予市三瓶町朝立 1 番耕地296番地
"	大 塚 俊 平	西予市三瓶町津布理93番地 1
"	西 本 定 義	西予市三瓶町安土45番地
"	菊 池 崇 之	西予市三瓶町和泉甲224番地 2
"	西 村 和 明	西予市三瓶町嶋山丙181番地
"	井 上 德 年	西予市三瓶町垣生甲182番地
"	吉 岡 慶 治	西予市三瓶町二及 1 番耕地334番地
"	松 本 忠	西予市三瓶町長早 3 番耕地26番地 1
"	川 西 岩 和	西予市三瓶町周木 6 番耕地23番地
"	高 月 紀 道	西予市三瓶町有太刀700番地 4
"	笹 田 昭 治	西予市三瓶町蔵貫浦647番地 6
"	二 宮 清 治	西予市三瓶町蔵貫3382番地
"	濱 田 貞 一	西予市三瓶町皆江1755番地18
"	二 宮 八 廣	西予市三瓶町下泊689番地
監 事	松 木 泰	西予市三瓶町津布理3303番地
"	洲 家 卯太磨	西予市三瓶町二及 2 番耕地576番地 1
"	三 好 籐 治	西予市三瓶町蔵貫浦17番地

○愛媛県告示第998号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成24年 7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	八幡浜市真綱代乙73番 1 地先から 同市真綱代乙178番 4 まで	平成24年 7月31日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第10条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 7月12日	特定非営利活動法人えひめグローバルネットワーク	竹 内 よし子	松山市東雲町 5 番 6 号	この法人は、国内外を問わず、地球規模の視点で捉えながら、グローバルに国際、平和、環境、人権、福祉など、社会全般に関する様々な問題の解決・改善を図るため、複数分野を横断して市民参加型で国際協力活動の推進と、地球市民教育の普及、セクター内外のパートナーシップとネットワークづくり、および持続可能な市民社会の構築に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 7月12日	特定非営利活動法人フェロージョブステーション	三 好 大 助	松山市西一万町10番地 2	この法人は、障がいを持つ人々が精神的・経済的に自立して、生き甲斐、働き甲斐を感じながら社会参加・就労できるようになるために、今後ますます発展を遂げるコンピュータやその領域の知識や技術を利用した仕事の開拓・研修・実習・実務に関する業務を行い、障がい者の社会参画と自立に寄与することを目的とする。